

## 木城町移住定住等空き家流通促進事業補助金交付要綱

令和5年6月19日  
まちづくり推進課

### (趣旨)

第1条 この要綱は、木城町への移住定住や起業等の促進による地域の活性化を図るため、空き家の有効活用に資する事業に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、補助金の交付に関する規則（昭和48年規則第2号）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 木城町空き家バンク制度実施要綱(令和4年要綱第20号、以下「要綱」という。)第4条の規定により、空き家バンク登録台帳に登録された又は同条の規定による登録が見込まれる建物（附属建物含む）及び空き家に付随する土地をいう。
- (2) 空き家バンク登録者 要綱第4条の規定に基づき空き家バンクへの登録を行った者、又は当該事業実施後に同条の規定に基づく空き家バンク登録を行う見込みの者。
- (3) 利用希望者 要綱第18条第3項の規定に基づき空き家バンク登録者と契約を締結した者。

### (補助対象事業)

第3条 補助の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、次に掲げるものとする。

- (1) 不動産登記等支援事業
- (2) 空き家家財道具等片付け支援事業
- (3) 取引仲介手数料支援事業
- (4) リフォーム・リノベーション支援事業
- (5) 住宅等新築のための空き家解体支援事業

### (補助対象者等)

第4条 各補助対象事業における、補助対象者、補助対象経費、申請期間、補助率及び補助限度額については、別表1の通りとする。

### (補助要件)

第5条 各補助対象事業における補助要件については、別表2の通りとする。

(交付の申請等)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下、「交付申請者」という。）は、補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書（様式第2号）
- (2) 誓約書兼同意書（様式第3号）
- (3) 補助対象事業ごとに別表3に定める必要書類
- (4) その他町長が必要と認める書類

(交付の決定)

第7条 町長は前条の規定により提出された申請書その他の書類を受理したときは、速やかに内容を確認し、適正であると認めたときは、補助金の交付を決定し、補助金交付決定及び交付確定通知書（様式第5号）により交付申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第8条 町長は、前条の規定による補助金の額の確定後、補助金交付請求書（様式第6号）による交付申請者からの請求に基づき、補助金を交付する。

(補助金の返還等)

第9条 町長は、補助金の交付を受けた者が別表4に該当することとなった場合において、すでに交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(補助金の返還免除)

第10条 町長は、補助金の交付を受けたものが天災、死亡等真にやむを得ない事情により前条に該当した場合は、補助金の返還を免除することができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

(附 則)

この要綱は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

別表 1 (第 4 条関係)

補助対象事業	補助対象者	補助対象経費	申請期間	補助率 (限度額)
不動産登記等 支援事業	空き家バン ク登録者	<p>○木城町空き家バンクに登録された、又は登録をしようとする空き家の所有権保存登記、相続登記等にかかる費用として司法書士等に支払う経費。</p> <p>(補助対象経費例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・空き家の不動産登記、相続登記の実施に係る、法務局へ支払う各種登記手数料</li> <li>・司法書士や弁護士への登記委託料・不動産登記に必要と認められる現況測量や、測量図作成に伴う土地家屋調査士や測量士への業務委託料</li> <li>・相続人全員を特定するための調査で、行政書士等に対して支払う報酬</li> <li>・遺産分割協議の代理人として、弁護士に対して支払う報酬</li> </ul>	事業完了から6ヶ月を経過するまで	補助対象経費に1/2を乗じて得た額 (20万円)
空き家家財道具等片付け支援事業	空き家バン ク登録者  利用希望者	<p>○木城町空き家バンクに登録された、又は登録をしようとする空き家に残存する住宅家財道具等の処分又は移設費用として、一般廃棄物処理業者等に支払う経費。</p> <p>○空き家又はその敷地の清掃又は除草費用として事業者を支払う経費。</p>	事業完了から6ヶ月を経過するまで	補助対象経費に1/2を乗じて得た額 (10万円)

取引仲介手数料支援事業	空き家バンク登録者	○木城町空き家バンクに登録された空き家の売買にあたり、仲介業者に支払う報酬	事業完了から6ヶ月を経過するまで	補助対象経費に1/2を乗じて得た額 (10万円)
リフォーム・リノベーション支援事業	利用希望者	○木城町空き家バンクに登録された空き家の機能を維持もしくは向上させるための修繕・模様替え・改修等の工事に要する経費。 ○売買又は賃貸契約後1年以内に完了するリフォーム及びリノベーションに係る経費に限る。	売買又は賃貸契約後1年を経過するまで	補助対象経費に1/2を乗じて得た額 (100万円)
住宅等新築のための空き家解体支援事業	利用希望者	○木城町空き家バンクに登録された空き家を解体（同一敷地内の建造物の撤去並びに立木等の伐採含む）した後の跡地に、新たに居住用の住宅または事務所等を設置する場合にあって、その解体に係る費用として事業者を支払う経費。	事業完了から6ヶ月を経過するまで	補助対象経費に1/2を乗じて得た額 (100万円)

※転入者にあつては、転入後3ヶ月を経過後に申請が可能

※リフォーム・リノベーション支援事業を申請する者にあつては、ふるさと回帰・きじょう暮らし定住促進奨励金交付要綱（令和3年木城町要綱第7号）に定める、住宅取得奨励金（中古住宅取得）の申請において、当該リフォームに係る経費を算入できないものとする。

※住宅等新築のための空き家解体支援事業については、空き家家財道具等片付け支援事業又はリフォーム・リノベーション支援事業との併用は不可

別表2（第5条関係）

補助対象事業	補助対象者	要件
各事業共通		<ul style="list-style-type: none"> <li>○税・使用料等の滞納がないこと。</li> <li>○暴力団等でないこと。</li> <li>○各事業1の空き家につき1回の申請を限度とする。</li> </ul>
	利用希望者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○居住用として空き家を利用する場合にあっては、当該空き家の所在地に住所を移し5年以上定住をすること。</li> <li>○事業用として空き家を利用する場合にあっては、当該空き家の所在地に事業の拠点を置き5年以上当該事業を継続すること。</li> <li>○空き家バンク登録者及び所有者の配偶者又は3親等以内の親族でないこと。</li> <li>○住宅の取得又は賃貸後は、当該住宅及び敷地について適切な管理を行うこと。</li> </ul>
不動産登記等支援事業	空き家バンク登録者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○既に空き家バンクに登録されている空き家にあつては、事業実施後に空き家バンク掲載の取り下げを行わないこと。</li> <li>○空き家バンク登録見込みの空き家にあつては、事業実施後速やかに空き家バンクへの登録を行いその後の掲載取り下げを行わないこと。</li> <li>○当該事業実施後に相続登記等の登記に関する課題が全て解消され、速やかに所有権移転ができる状態となっていること。</li> <li>○当該空き家について流通の可能性が著しく低いと判断されるものを除く。</li> </ul>
空き家家財道具等片付け支援事業	共通	<ul style="list-style-type: none"> <li>○当該事業により処分する家財等の廃棄物について法令等に基づき適切に処分を行うこと。</li> <li>○当該空き家について流通の可能性が著しく低いと判断されるものを除く。</li> </ul>
	空き家バンク登録者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○既に空き家バンクに登録されている空き家にあつては、事業実施後に空き家バンク掲載の取り下げを行わないこと。</li> <li>○空き家バンク登録見込みの空き家にあつては、事業実施後速やかに空き家バンクへの登録を行いその後の掲載取り下げを行わないこと。</li> </ul>

	利用希望者	<p>○空き家に係る売買又は賃貸契約の締結後3ヶ月以内に家財等の片付けを行うこと。</p> <p>○賃貸の場合にあっては、家財等の片付けについて空き家バンク登録者の了承を得ていること。</p>
取引仲介手数料支援事業	空き家バンク登録者	—
リフォーム・リノベーション支援事業	利用希望者	<p>○空き家に係る機能維持・機能向上に限る（外構工事等については対象外）</p> <p>○賃貸の場合にあっては、リフォーム・リノベーションについて空き家バンク登録者の了承を得ていること。</p>
住宅等新築のための空き家解体支援事業	利用希望者	<p>○売買契約後6ヶ月以内に解体を着工すること。</p> <p>○売買契約後2年以内に当該跡地に新たに居住用の住宅または事務所等の新築工事が着工されること。</p> <p>○居宅として新築する場合にあっては、賃貸向け、営業売買目的ではなく、個人住宅として取得し、居住用としての機能を有していること。</p> <p>○空き家解体に係る他の補助事業の交付対象となる住宅の除却については対象外とする。</p>

別表3（第6条関係）

補助対象事業	必要書類
各事業共通	<ul style="list-style-type: none"> <li>○事業実施に係る契約書等</li> <li>○事業実施に係る経費を確認できる請求書の写し</li> <li>○事業実施に係る経費を支払ったことを確認できる領収書又は銀行振込等の写し</li> <li>○その他町長が必要と認める書類</li> </ul>
不動産登記等支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○遺産分割協議書の写し（協議が行われた場合）</li> <li>○測量図（登記のための測量等が行われた場合）</li> <li>○登記事項証明書</li> </ul>
空き家家財道具等片付け支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○家財等の整理・搬出前後の写真</li> <li>○空き家【家財処分／リフォーム・リノベーション工事】の承諾書（様式第4号）（賃貸の場合）</li> </ul>
取引仲介手数料支援事業	—
リフォーム・リノベーション支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○リフォーム・リノベーションの前後の写真（当該箇所がわかるもの）</li> <li>○空き家【家財処分／リフォーム・リノベーション工事】の承諾書（様式第4号）（賃貸の場合）</li> </ul>
住宅等新築のための空き家解体支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○産業廃棄物管理票の写し</li> <li>○住宅解体前後の写真</li> </ul>

別表4（第9条関係）

補助対象事業	補助対象者	返還要件（返還額）
各事業共通		<p>○偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けた場合。（全額返還）</p> <p>○補助金交付決定の内容又はこれに付した条件に違反した場合。（全額返還）</p>
	利用希望者	<p>○取得した空き家及び付属する土地について適切な管理が行われておらず、かつ、適正管理に関する行政指導に従わない場合。（全額返還）</p> <p>○取得した空き家に住所を移した日（事業用にあつては、取得した空き家に事業の拠点を置いた日）から起算し、5年経過以前に転出又は転居又は当該空き家での事業の休廃止を行った場合。ただし、住宅等新築のための空き家解体支援事業を活用する場合にあつては、新たに建築した住宅に住所を移した日（事業用にあつては、新たに建築した住宅に事業の拠点を置いた日）を起算日とする。</p> <p>(1) 1年経過以前（全額返還）</p> <p>(2) 1年経過後2年経過以前 （交付額の4/5返還）</p> <p>(3) 2年経過後3年経過以前 （交付額の3/5返還）</p> <p>(4) 3年経過後4年経過以前 （交付額の2/5返還）</p> <p>(5) 4年経過後5年経過以前 （交付額の1/5返還）</p>
不動産登記等支援事業	空き家バンク登録者	<p>○事業実施後に空き家バンクへの登録を行わなかった又は空き家バンクの掲載取り下げを行った場合（全額返還）</p>
空き家家財道具等片付け支援事業	共通	<p>○当該事業により処分する廃棄物等について法令等に基づく適切な処分を行われなかった場合（全額返還）</p>
	空き家バンク登録者	<p>○事業実施後に空き家バンクへの登録を行わなかった又は空き家バンクの掲載取り下げを行った場合（全額返還）</p>

取引仲介手数料支援事業	空き家バンク登録者	—
リフォーム・リノベーション支援事業	利用希望者	—
住宅等新築のための空き家解体支援事業	利用希望者	<p>○売買契約後2年以内に当該跡地に新たに居住用の住宅または事務所等の新築工事が着工されない場合（全額返還）</p> <p>○本事業により処分する廃棄物等について法令等に基づく適切な処分がなされていないことが確認された場合（全額返還）</p>